

文部科学省告示第三十九号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二百二十九条の規定に基づき、平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成十一年文部省告示六十一号）の特例を次のように定め、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月九日

文部科学大臣 塩谷 立

## 第1 総則

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで(以下「平成21年度」という。)及び平成22年4月1日から平成23年3月31日まで(以下「平成22年度」という。)の小学部並びに平成21年度,平成22年度及び平成23年4月1日から平成24年3月31日まで(以下「平成23年度」という。)の中学部の教育課程の編成に当たっては,特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成11年文部省告示第61号)(以下「現行小学部・中学部学習指導要領」という。)第1章の規定にかかわらず,次のとおりとする。

### 1 平成21年度及び平成22年度の小学部の特例

- (1) 教育目標,教育課程編成の一般方針,授業時数等の取扱い,重複障害者等に関する特例及び指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項については,現行小学部・中学部学習指導要領第1章第1節並びに第2節第1,第5,第6(1の前段を除く。)及び第7の規定にかかわらず,特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成21年文部科学省告示第36号)(以下「新小学部・中学部学習指導要領」という。)第1章第1節並びに第2節第1,第3(1の前段を除く。),第4及び第5の規定(外国語活動に関する部分については,学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第5号)(以下「改正省令」という。)附則第2項の規定により外国語活動を加えて教育課程を編成する場合に限る。)によること。
- (2) 各学年における総授業時数は,学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第19号)附則別表第1に規定する小学校の各学年における総授業時数に準ずるものとする。
- (3) 外国語活動の授業時数の取扱いについては,新小学部・中学部学習指導要領第1章第3の4の規定にかかわらず,年間,学期ごと,月ごとなどに適切な授業時数を充てること。
- (4) 総合的な学習の時間の取扱いについては,現行小学部・中学部学習指導要領第1章第2節第4の規定にかかわらず,新小学部・中学部学習指導要領第5章の規定によること。

### 2 平成21年度から平成23年度までの中学部の特例

- (1) 教育目標，教育課程編成の一般方針，授業時数等の取扱い，重複障害者等に関する特例及び指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項については，現行小学部・中学部学習指導要領第1章第1節，第2節第1，第5，第6（1の前段を除く。）及び第7の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領第1章第1節並びに第2節第1，第3（1の前段を除く。），第4及び第5の規定によること。
- (2) 選択教科の取扱いについては，現行小学部・中学部学習指導要領第1章第2節第3の1（3）の規定は適用しないこと。
- (3) 総合的な学習の時間の取扱いについては，現行小学部・中学部学習指導要領第1章第2節第4の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領第5章の規定によること。

## 第2 各教科

- (1) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例

平成21年度及び平成22年度の視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の各教科の目標，各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いについては，平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める件（平成20年文部科学省告示第98号）第2項から第10項までに示すものに準ずるものとし，指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第1款の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第1款の規定によるものとする。

- (2) 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例

平成21年度及び平成22年度の知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の各教科の指導に当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第2款の規定にかかわらず，その全部又は一部について新小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第2款の規定によることができる。

(3) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の特例

平成21年度から平成23年度までの視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の各教科の目標，各学年，各分野又は各領域の目標及び内容並びに指導計画の作成と各学年，各分野又は各言語にわたる内容の取扱いについては，平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件（平成20年文部科学省告示第99号）第2項から第10項までに示すものに準ずるものとし，指導計画の作成と各学年，各分野又は各言語にわたる内容の取扱いに当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領第2章第2節第1款の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領第2章第2節第1款の規定によるものとする。

(4) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の特例

平成21年度から平成23年度までの知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の各教科の指導に当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領第2章第2節第2款の規定にかかわらず，その全部又は一部について新小学部・中学部学習指導要領第2章第2節第2款の規定によることができる。

### 第3 道徳

平成21年度及び平成22年度の小学部並びに平成21年度から平成23年度までの中学部の道徳の指導に当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領第3章の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領第3章の規定によるものとする。

### 第4 外国語活動

平成21年度及び平成22年度の小学部において，改正省令附則第2項の規定により外国語活動を加えて教育課程を編成する場合における外国語活動の指導に当たっては，新小学部・中学部学習指導要領第4章の規定の全部又は一部によるものとする。

### 第5 特別活動

平成21年度及び平成22年度の小学部並びに平成21年度から平成23年度までの中学部の特別活動の指導に当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領第4章の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領第6章の規定によるものとする。

## 第6 自立活動

平成21年度及び平成22年度の小学部並びに平成21年度から平成23年度までの中学部の自立活動の指導に当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領第5章の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領第7章の規定によるものとする。